

ベトナム
社会主義共和国
外務省

1269/CH-LS-QHLS

ベトナム社会主義共和国外務省領事局は在ハノイ外交団, 領事団, 国際機関団に敬意を表するとともに, 2020年3月17日付け外務省発口上書 144/BNG-LS に引き続き, 以下のとおり申し進める光栄を有する。

SARS-COV-2 ウイルス陰性医療証明書について, ベトナム外務省は以下を要請する。

SARS-COV-2 ウイルス陰性医療証明書は, 該当者の以下の情報が必要である。

氏名, 年齢(生年月日), 性別, 国籍, パスポート番号(あれば), 居住国と(入国後の)ベトナムでの住所, 検査施設名, サンプル摂取日, 検査日, 検査方法, 検査結果, 入国予定日。

証明書は, 検査結果を得られた日から3日間効力を有する。

証明書発給機関は, SARS-COV-2 検査の権限を有する検査施設であり, 在ベトナム関係代表機関の提供した名簿に含まれなければならない。

外務省領事局は, 各代表機関が, ベトナム保健省に対して SARS-COV-2 検査の権限を有する検査施設のリストを早期に提供できるよう, 通報する。

以上を申し進めるに際し, ベトナム社会主義共和国外務省領事局は在ハノイ代表機関に対し, 改めて敬意を表する。

ハノイ, 2020年3月25日

宛先: 外交団, 領事団, 国際機関団
ハノイ